

令和 7 年 6 月 3 0 日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

## 議 事 録

日 時：令和 7 年 6 月 3 0 日（月） 午後 2 時

場 所：呉市役所 7 階 7 5 5 ～ 7 5 8 号室

### 付議事項

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 33 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

### 報告事項

第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

第 4 号 非農地判断について

### 出席委員

|             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 柏木 健二   | 2 番 田中 慎二   | 3 番 谷 新子    | 4 番 宮脇 和幸   |
| 6 番 高本 光之   | 7 番 立花 達也   | 8 番 水場 光輝   | 9 番 今井 満    |
| 1 0 番 亀山 博司 | 1 1 番 秋光 貴志 | 1 2 番 岡本 亮二 | 1 3 番 島田 徹幸 |
| 1 4 番 大道 正孝 | 1 5 番 竹内 誠  | 1 6 番 新田 隆次 | 1 7 番 石田 尚則 |
| 1 8 番 神藤 敦美 | 1 9 番 北村 正次 |             |             |

### 欠席委員

### 推進委員

山本 豊 横村 満

### 事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野課長補佐 藤並主任 藤岡主事

(午後２時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和７年第６回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、１２番 岡本委員、１３番 島田委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして、「令和７年度呉市農業委員会納涼会の開催について（案内）」を送付しています。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。１番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：１番の申請地は、郷原町字シメノ松〇〇〇番地、地目は畑、面積は２２４㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲渡人が遠方、高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、新たに梅を栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：２番 田中です。申請地は、郷原町で黒瀬町に接する辺りです。写真を見てのとおり梅が栽培されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：２番と３番について、農地の交換のため一括して、事務局の説明をお願いします。

事務局：２番の申請地は、郷原町字山手〇〇〇番地の〇、地目は畑、面積は合計５１㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により交換するもので、譲受人は、農地の交換により耕作の利便性を図るものです。３番の申請地は、郷原町字山手〇〇〇〇番地の〇ほか１筆、地目は畑、面積は合計４３㎡の第２種農地です。

先程の２番の申請地とこの申請地を交換するものです。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲渡人要望により交換するもので、譲受人は、農地の交換により耕作の利便性を図るものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：２番 田中です。申請人の両者は隣同士で、それぞれの家に接した農地に交換することで、利便性を上げるための申請です。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：４番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：４番の申請地は、下蒲刈町下島字半田〇〇〇〇番〇ほか１筆、地目は畑、面積合計は２１２㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、申請地を管理する譲渡人の親戚は、高齢で耕作が困難なため、売却するもので、譲受人は、家庭菜園とし、野菜や花を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：１３番 島田です。申請地は、写真の赤線の内側です。写真奥の家を片付けて入り、野菜や花を栽培します。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、豊町久比字東郷〇〇〇番ほか３筆、地目は畑、面積合計は１１５４㎡の農用地区域の農地及び第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、体調不良で耕作が困難なため、贈与するもので、譲受人は、新規就農し、果樹を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 村 委 員：推進委員 横村です。申請地は、草もきちんと刈ってあり、非常に良い管理をされて  
いました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、6番については、大道委員が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定  
めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、退席をお願いします。

（大道委員 退席）

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊町大長字津倉〇〇〇番ほか3筆、地目は畑、面積合計は910㎡の  
農用地区域の農地及び第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の  
要望により、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するもので  
す。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 村 委 員：推進委員 横村です。譲受人は、農業を熱心に行う人で、何ら問題は無いと考えます。  
ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

（大道委員 着席）

議 長：次に、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、押込6丁目〇〇〇番ほか4筆、地目は田、面積は1,720㎡の第2  
種農地です。転用の目的は、駐車場及び資材置場として利用するものです。内容は、駐  
車場7区画を整備し、木材、セメント等の資材置場として利用する計画です。関係法令に  
ついては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。農  
振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。元々は、水田でしたが、申請人に水利権が無く、稲作が出来なかった。  
不法投棄もあり農地としての利用が困難となりました。荒地を片付け、今回の申請を行う  
事になりました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、上平原町〇〇〇番、地目は畑、面積は409㎡の第2種農地です。転  
用の目的は、資材置場として利用するものです。内容等は、園芸用やDIY用に資材置場  
として整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成  
等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請人は、遠方に居住し、農地としての利用が出来ないので、資材  
置場として転用することにしました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。申請人は、東京都在住ですが、転用後の管理はどうなりますか。

田 中 委 員：2番 田中です。時々、帰省されますが、農地としての管理が出来ないので、手のかか  
らない資材置場に転用するものです。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町大浦字梶屋〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積合計は11  
43㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び駐車場として利用するものです。  
規模等は、砕石や砂などの建設資材置場258㎡、大型車両駐車場8区画を整備する計画

です。しかしながら、写真でお分かりのように、既に駐車場として利用されていたため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：１３番 島田です。申請地は、既に駐車場として利用されています。きれいに管理されており周りに迷惑を掛ける事も無いと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

１番と４番について、譲受人と譲渡人が同一のため、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：１番の申請地は、郷原町字上ミノカヤ〇〇〇〇番の〇、地目は田、面積は４９７㎡の第２種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル１４０枚、発電容量４９．５ｋｗを設置する計画で、全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。４番の申請地は、郷原町字上ミノカヤ〇〇〇〇番の〇ほか１筆、地目は畑、面積は合計２５２㎡の第２種農地です。転用の目的は、１番の申請地の太陽光発電設備を設置するため、進入路や駐車場として利用する計画です。設置工事の期間内の一時転用になり、期間は７月１日から１２月３１日までになります。関係法令については、１番と同様です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：２番 田中です。１番の申請地は、進入路が無く、トラクターも他の農地を通らないと入れない状況です。今回、太陽光発電設備に転用するにあたり、４トントラック等の進入路と駐車場が必要となり、申請地４番の一時転用することになりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：２番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：２番の申請地は、安浦町内海北６丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計で１，２５４㎡の第２種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル１４０枚、発電容量４９．５ｋｗを設置する計画で、全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

神 藤 委 員：１８番 神藤です。申請地は、いつでも工事に着手可能な状態です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：３番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：３番の申請地は、安浦町大字赤向坂字宮迫〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は３４５㎡の第２種農地です。転用目的は、駐車場３台及び建設用資材置場として利用するものため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には除外済です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

神 藤 委 員：１８番 神藤です。先程の申請地よりは、草が目立ちますが、工事に着手できる状況にあります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。



議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に議案第33号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、今回証明申請をしたものです。1番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,503㎡の第3種農地です。平成21年9月1日に相続により農地を取得したもので、田又は畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 本 委 員：推進委員 山本です。水稻が栽培されていました。周辺の草もきちんと刈られています。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,300㎡の第3種農地です。平成21年9月1日に相続により農地を取得したもので、田又は畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 本 委 員：推進委員 山本です。先程の申請地と隣り合わせの水田です。ことかも適切な管理がさ

れていました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番ほか3筆、地目は畑及び田、面積は合計で2070㎡の第2種農地で、平成30年5月16日に相続により農地を取得したもので、田及び畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

神 藤 委 員：18番 神藤です。ご自宅傍の畑には、ブルーベリーが植えられていました。田も良い管理をされていました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が2件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が4件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第4号の非農地証明申請について5件を証明し、報告事項第5号の非農地判断について47件を通知しましたので報告します。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：その他、何か説明事項などありませんか。

議 長：先月の定例総会を欠席させていただき、東京で開催された全国農業委員会会長大会に出席してきました。農業委員会会長大会の後に大会決議書を携え、広島県選出国會議員への要請活動を行いました。6月10日は、広島市で開催された会長・事務局長会議に出席、6月18日は、常設審議委員会農地部会に出席、6月26日は、広島県農業会議総会に出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。  
次回、令和7年第7回総会は、7月31日 月曜日 午後3時 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和7年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。  
本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時30分)

以上は、令和7年第6回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

呉市農業委員会 会 長 .....

呉市農業委員会 委 員 .....

呉市農業委員会 委 員 .....